

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

西郷村若者定住・雇用促進事業（奨学金返還支援事業）

2 地域再生計画の作成主体の名称

福島県西白河郡西郷村

3 地域再生計画の区域

福島県西白河郡西郷村の全域

4 地域再生計画の目標

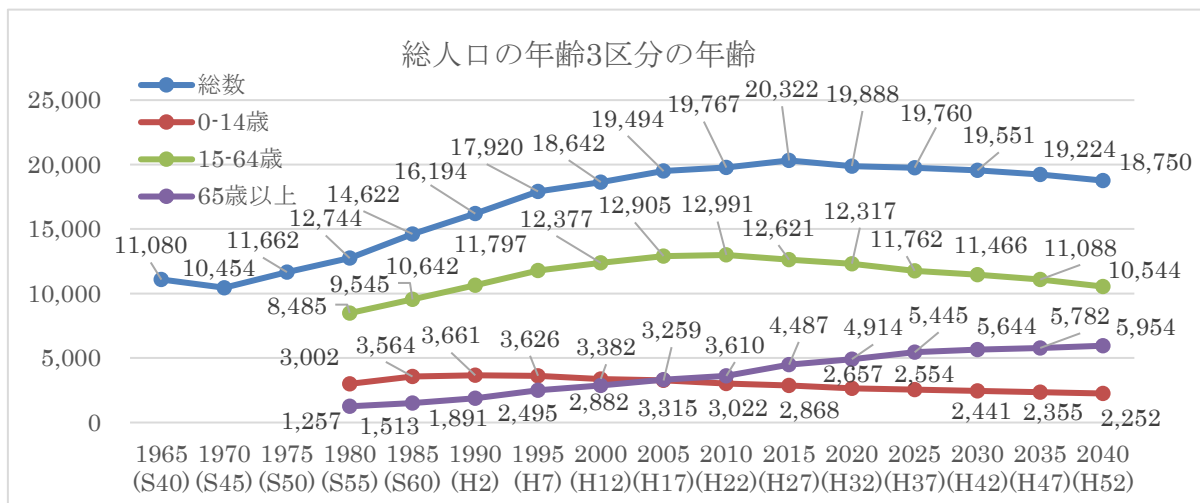
4-1 地域の現状

西郷村は、福島県の南端、西白河郡の西に位置し、日光国立公園に代表される水と緑に恵まれた自然環境、里山田園風景が残る農村集落の環境、東北新幹線新白河駅周辺の都市的環境という特色のある3つの顔を持った、面積192㎏余りの村域を有している村である。

昭和48年の東北自動車道白河インターチェンジの供用開始、さらには昭和57年の東北新幹線の開業とともに磐城西郷駅が新白河駅に改称され、東北の玄関口として交通インフラの整備が進められてきた。

これら利便性の良い交通インフラ、快適な生活環境、企業の進出等の好条件が重なり、本村の人口は平成27年の国勢調査では20,322人となり、昭和50年以降、現在に至るまで増加傾向が続いているが、今後、若年層の減少等により人口の減少が見込まれ、また、村内事業所等においては労働力不足も問題化してきている。

〔図1〕西郷村の人口推移



出典：総務省「国勢調査」（平成27年）
西郷村「長期人口推計」（平成28年）

4-2 地域の課題

長期人口推計によると、本村の人口は今後、減少に転じ、平成 52 年には 19,000 人を下回ることが予想されている。また、現在においても年齢別人口では、0-14 歳人口では平成 2 年を、15-39 歳人口では平成 7 年をピークに緩やかな減少傾向が続いている。

さらには、進学や就職により、15 歳から 24 歳時に本村から約 5 割（推計値）の若者が流出しており、昨今の労働力不足を背景とした中小企業の雇用問題も顕著化している。

このため、いかに若い世代を本村に呼び込み、定住を促進し、労働力を確保するかが喫緊の課題となっている。

4-3 目標

【概要】

本事業は、学生等のおかれた経済的状況及び本村の人口動態を踏まえ、村内事業所等への就職者を対象として奨学金返還支援を行ない、奨学金返還に係る若者の負担を軽減することにより、本村への若者の定着を図り、労働力を確保することを目標とする。

【数値目標】

事業の名称	西郷村若者定住・雇用促進事業 (奨学金返還支援事業)	基準年月
KPI	奨学金返還支援事業利用者数	
申請時	一人	平成 30 年 9 月
平成 30 年度	5 人	平成 31 年 3 月
平成 31 年度	新規 10 人	平成 32 年 3 月
平成 32 年度	新規 10 人	平成 33 年 3 月
平成 33 年度	新規 10 人	平成 34 年 3 月

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本事業は、学生等のおかれた経済的状況及び本村の人口社会動態を踏まえ、奨学金返還に係る若者の負担を軽減することにより、本村への若者定着を図り、村内事業所等への就職者を対象として奨学金返還の支援を行うものである。

本事業の実施により、本村での若者の定着や村外からの若者流入が期待

され、村内事業所等における労働力確保にもつながり、地域産業の強化を促進するものである。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業名

西郷村若者定住・雇用促進事業（奨学金返還支援事業）

② 事業区分：

人材の育成・確保

③ 事業の目的及び内容

【目的】

本事業は、学生等のおかれた経済的状況及び本村の人口社会動態を踏まえ、奨学金返還に係る若者の負担を軽減することにより、本村への若者定着を図り、村内事業所等への就職者を対象として奨学金返還の支援を行うものである。

本事業の実施により、本村での若者の定着や村外からの若者流入が期待され、村内事業所等における労働力確保にもつながり、地域産業の強化を促進するものである。

【事業の概要】

本村に定住かつ本村事業所等に就職する者を対象として奨学金返還支援を行う。

事業の実施にあたっては、新たに「西郷村奨学金返還支援基金」を設置し、積立てを行うとともに、経済界にも出損を呼掛け、地域全体で若者を還流する仕組みをつくる。

○ 支援対象者

ア 日本学生支援機構（第一種・第二種）、福島県奨学金又は西郷村人材育成基金奨学資金の貸与を受けている者

イ 大学等を卒業後、本村において、下記の対象事業所等に正職員等として5年間以上継続して就業する予定のある者

○ 対象事業所等

(1) 村内の事業所等であれば業種は問わない。

- (2) 自営業や農業などへの就業の場合も別に定める基準を満たせば対象とする。

○ 支援対象人数・返還支援額等

(1) 対象人数

- ・ 平成 30 年度 5 人
- ・ 平成 31 年度 10 人

(2) 返還支援額

ア 日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金の償還年額（第二種の場合は利子分を除く）相当額（年間最大 18 万円）

イ 福島県奨学資金の償還年額相当額（年間最大 9 万 6 千円）

ウ 福島県奨学資金大学等入学一時金の償還年額相当額（年間最大 10 万円）

エ 西郷村人材育成基金奨学資金の償還年額相当額（年間最大 9 万 6 千円）

※ ア～エは重複して返還支援を受けることができる。

- ・ 支援期間
村内に定住し、村内事業所等へ就職後、最大 5 年間
- ・ 支援時期
年度内の奨学金返済額に対する返還支援額を翌年度に一括支給

【各年度の事業の内容】

(平成 30 年度)

- ・ 返還対象者を募集、決定し、返還支援額を基金に積み立てる。

(平成 31 年度)

- ・ 前年度決定した返還対象者に返還支援額を支給する。
- ・ 返還対象者を募集、決定し、返還支援額を基金に積み立てる。

④ 地方版総合戦略における位置付け

「西郷村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の 3 つの基本目標のうち、「基本目標②：にしごうで‘働き’安心して生活できる村をつくる」の「施策 6：若い世代の人材育成と女性活躍の推進」として、進学した若者層の U ターンを促すために奨学金制度の拡充を図るとともに、地元企業と若者人材マッチング、U・I・J ターン就職促進策や人材育成事業の実施により地元就職の促進を掲げており、本事業はその中核となる事業である。

また、数値目標である「奨学資金活用者の村内定住数を平成31年度までに10人増（0人→10人）」と定めており、本事業は、まさにこの目標達成に直接寄与するものである。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

事業の名称	西郷村若者定住・雇用促進事業 (奨学金返還支援事業)	基準年月
K P I	奨学金返還支援事業利用者数	
申請時	一人	平成30年9月
平成30年度	5人	平成31年3月
平成31年度	10人	平成32年3月

⑥ 事業費 (単位：千円)

事業費の区分	事業費の額		
	平成30年度	平成31年度	計
積立金	1,000	2,000	3,000
事業費計	1,000	2,000	3,000

⑦ 申請時点での寄附の見込み (単位：千円)

寄附法人名	寄附の見込額		
	平成30年度	平成31年度	計
製造業	300	500	800
計	300	500	800

⑧ 事業の評価の方法（PDCA サイクル）

【評価の手法】

事業のK P Iである奨学金返還支援事業利用者数及び支援金額について公表する。また、外部有識者（行政改革推進委員会）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定することとする。

（行政改革推進委員会）

福島大学教授、行政区長会会長、東北税理士会白河支部監事、農業委員会会長、教育委員会教育委員、婦人会連絡協議会会長、商工会理事、環境審議会副会長、社会福祉協議会会長

【評価の時期・内容】

毎年度 8 月に外部有識者（行政改革推進委員会）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

【公表の方法】

目標の達成状況については、毎年度、検証後速やかに本村公式WEBサイト上で公表する。

⑨ 事業期間

地域再生計画認定の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置
該当なし

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

（1）西郷村人材育成基金奨学資金貸付事業

① 事業概要

経済的理由により修学が困難と認められる者に対する高校等入学時における奨学資金の貸与を行う。

- ・ 高等学校、高等専門学校等の入学者 300,000 円以内
- ・ 大学、短大、専修学校等の入学者 500,000 円以内

② 事業実施主体
西郷村

③ 事業実施期間
平成 30 年度～平成 33 年度

（2）西郷村奨学金返還支援事業（継続事業）

① 事業概要

本村に定住かつ本村事業所等に就職する者を対象として奨学金返還支援を企業版ふるさと納税活用事業終了後も継続して行う。

② 事業実施主体
西郷村

③ 事業実施期間

平成 32 年度～平成 33 年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 34 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7－1 目標の達成状況に係る評価の手法

事業の K P I である奨学金返還支援事業利用者数及び支援金額について公表する。また、毎年度、外部有識者（行政改革推進委員会）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定することとする。

7－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度 8 月に外部有識者（行政改革推進委員会）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標の達成状況については、毎年度、検証後速やかに本村公式 W E B サイト上で公表する。